

○ふじみ衛生組合施設整備基金条例

(令和3年11月19日)
条例第3号

(設置及び目的)

第1条 ふじみ衛生組合の施設の整備を円滑に推進するため、ふじみ衛生組合施設整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

第2条 基金として積み立てる額は、各年度において予算で定める。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる。

(運用収益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、ふじみ衛生組合歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 管理者は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 この基金は、第1条の目的以外には処分することができない。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。